富山市こどもまんなか推進ロゴマーク使用要領

（目的）

第１条 この要領は、より多くの方に子どもや子育てを応援する意識を持っていただき、子どもや子育てにやさしい取組の輪が広がるよう、統一的で効果的なＰＲ活動を展開するために作成した、別紙に定める「富山市こどもまんなか推進ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条 ロゴマークを使用しようとする者は、申請により提出した申請者の情報及び申請者がロゴマークを使用して実施する取組について、市が各種情報発信に活用することを了承したうえで、使用申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、ロゴマークの使用を認める場合は、原則、電子データによりロゴマークを提供するものとする。

３　市長が必要と認める場合には、申請者に対して、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

４　申請者が次のいずれかに該当する場合には、ロゴマークの使用は認めないものとする。

1. 政治団体
2. 宗教団体
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
4. 暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者（同条第１項第５号に規定する営業を行う者を除く。）
6. 前各号に掲げる者のほか、目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（遵守事項）

第３条 ロゴマークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. ロゴマークは、子どもや子育てにやさしい取組とその周知の際に使用すること。
2. 市が定める「こどもまんなか推進ロゴマーク［みんなニッコリ］使用ガイドライン」に沿ってロゴマークを使用すること。
3. 前条第１項の申請内容の範囲でロゴマークを使用すること。
4. 使用権を第三者に譲渡、貸与しないこと。
5. ロゴマークを自己の物として商標又は意匠等に登録、使用しないこと。
6. 法令及び公序良俗に反する使用をしないこと。
7. 特定の政治的、宗教的又は思想的主張に関する使用をしないこと。
8. 信用又は品位を害する使用をしないこと。
9. 特定の個人、団体、法人、商品等を支援又は推薦する目的で使用しないこと。
10. 第三者の権利又は利益を害する使用をしないこと。
11. その他市長が必要と認める事項。

（実績報告等）

第４条 ロゴマークの使用者は、ロゴマークを使用した場合には、実績報告書に市長が必要と認める書類等を添付して市長に提出しなければならない。

２　ロゴマークの使用者は、市が行うこどもまんなかの推進に資する活動等に協力するよう努めるものとする。

 （使用承認の取消し）

第５条 市長は、使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

1. 使用申請書の記載内容に虚偽があった場合
2. ロゴマークを使用する目的に反する使用と認める場合

(3) 第２条第４項各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) 第３条各号の規定に違反した場合

(5) その他市長が使用承認の継続が不適当であると認められた場合

２ 前項の規定に基づき使用承認を取り消す場合には、取消しを受けた者に対してその旨を通知するものとする。

３ 第１項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、ロゴマークの一切の使用を行ってはならない。

４ 第１項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、速やかにロゴマークを使用した物品等を回収しなければならない。

５ 使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

（権利）

第６条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

 （責任等）

第７条 ロゴマークの使用に関する第三者からのクレーム等には、ロゴマークの使用者が責任を持って対応するものとし、ロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合であっても、市は一切責任を負わないものとする。

２ ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合には、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

３ ロゴマークの使用に当たって要する一切の費用（第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含む。）については、使用者が負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

 　附 則

この要領は、令和６年１０月１５日から施行する。